

第2回京都駅南口駅前広場 エリアマネジメント会議

会議資料

目次

1 貸切バス部会における検討状況	1
2 タクシー部会における検討状況	3
3 路線バス部会における検討状況	4
4 送迎部会における検討状況	5
5 荷捌き部会における検討状況	6



平成 26 年 1 月 31 日
京都市都市計画局歩くまち京都推進室

1 貸切バス部会における検討状況

1.1 検討課題

- ▶ 観光シーズン等におけるバスプール（乗降場）からの溢れ出し防止

1.2 問題点

- ▶ バスプールの容量を超えるバスが集中する。
- ▶ 修学旅行のバスは、「バスガイドの迎え」、「客の乗車後の旅行会社とバス乗務員の打合せ」により到着から出発まで20～30分の時間を要している。

1.3 検討内容

- ▶ 乗車目的のバスについては、鴨川西ランプ駐車場（容量40台）を第2プールとして活用したショットガンシステムを導入し、第2プールで時間調整を行う。
- ▶ 第2プールから駅前広場のバスプールへの移動経路は、河原町通を北進し、八条通を西進するルートを目指す。
- ▶ 駅前広場のバスプール（乗降場）は、基本的には、予約制と料金制を導入する。
- ▶ バスプール内の滞留時間を短縮するため、「バスプール内で旅行会社とバス乗務員の打合せを行わない」、「〇〇分以内に出発しなければならない」という運用ルールの周知徹底を行う。滞留時間が〇〇分を超えると料金が高くなるといった対策も検討する。
- ▶ 修学旅行シーズンの団体専用新幹線の到着時には、1本の新幹線で15～20台のバスが必要となることから、通常の運用とは別に、バスプール内のスペースを有効に活用した運用も検討する。
- ▶ 修学旅行シーズンなど乗車の需要が多くバスプール内で降車の対応ができない場合の対応として、路外での降車場所の確保を含めた対策を検討する。

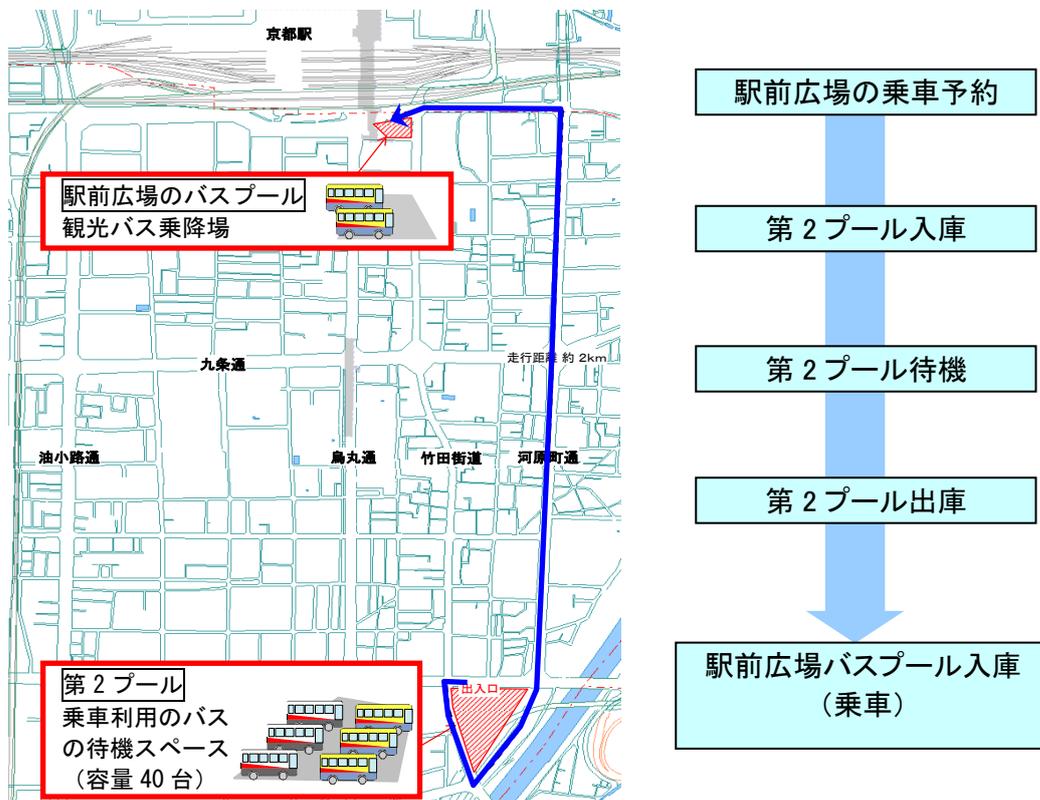


図1 鴨川西ランプ駐車場を活用した第2プールの運用案

1.4 参考

【部会開催日】

第1回：平成25年12月5日（木）

第2回：平成25年12月11日（水）

第3回：平成26年1月22日（水）

【委員構成】

貸切バス事業者，国土交通省，京都府警察，京都市

2 タクシー部会における検討状況

2.1 検討課題

- タクシープールからの客待ちタクシーの溢れ出し防止
- タクシーのマナー向上

2.2 問題点

- タクシープールの容量を超えるタクシーが集まる。
- 現状は自由使用の空間であり、全てのタクシーにまで指導が及ばない。

2.3 検討内容

- タクシープールの溢れ出し対策や乗務員のマナー向上策として、広場の利用に対する指導強化とショットガンの導入について検討を進める。
- タクシープール等の利用に対する指導方法については、改正されたタクシー関連法に基づく方法、市が定めるプールや広場の利用規則等による方法、業界独自の自主規程による方法の3点について、並行して検討を進める。
- ショットガンは、溢れ出し対策としては有効な方法であることから、複数の候補地について、運用とコストの両面から実験の実施も念頭に選定を行う。

〈候補地例〉

- ・鴨川西ランプ高架下用地（市道路敷き）（距離 2.5km）
- ・京都高速道路高架下駐車場（距離 2.3km）
- ・付近の民間駐車場等

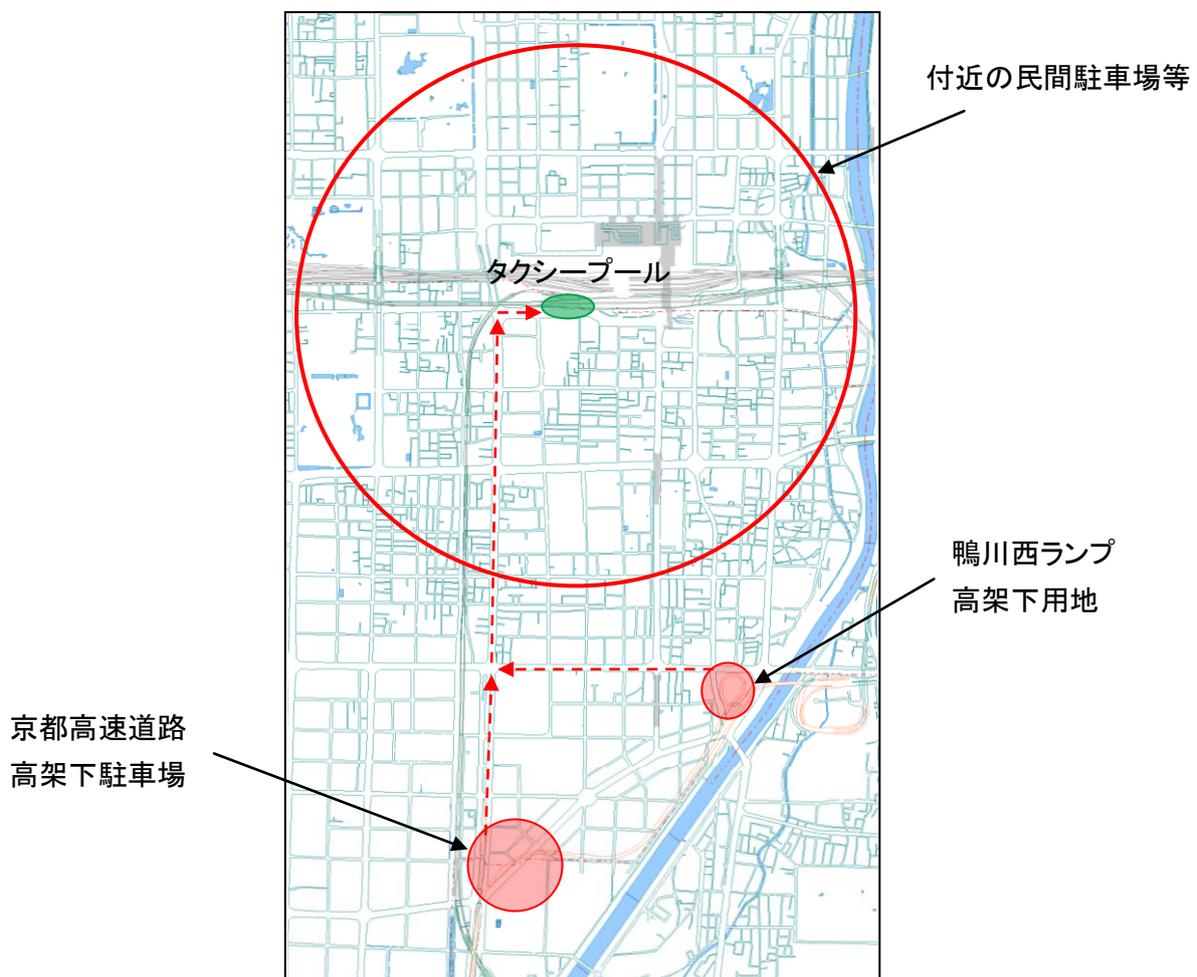


図2 ショットガン候補地例

2.4 参考

【部会開催日】

第1回：平成25年12月9日（月）

第2回：平成26年1月16日（木）

【委員構成】

タクシー事業者，駅施設管理者，国土交通省，京都府警察，京都市

3 路線バス部会における検討状況

3.1 検討課題

- 路線バスの到着の重複によるバス停への入り待ち防止
- バス停の適正管理

3.2 問題点

- 現状，バス停によってはバスの到着の重複が見られる。
- 新しいバス停の配置に移行することによって，新たにバス停を共用する事業者間でダイヤ調整を行う必要がある。

3.3 検討内容

- 整備後のバス停は，便数に応じた路線配分を行う。
- 供用開始に向け，バス停を共用する事業者間でダイヤの調整を行う。
- 整備後のバス運行ルールを定める。

〈運行ルール案〉

- ・ 運行ダイヤは，バス停への入り待ちを生じさせないために，バス停毎に，市内路線バスは3分間隔，中・長距離路線バスは5分間隔を最短とする。ただし，路線の特性や利用実態（運行距離，積雪地域，乗客の荷物等）に応じ，十分な間隔を確保する。
- ・ 整備後の運行ダイヤの変更及び追加については，バス停毎に，バス停を利用する事業者間で調整を行う。
- ・ 事業者間の調整方法について，運行ダイヤの変更及び追加をしようとする事業者が各事業者と協議し，運行ダイヤの変更及び追加を行うものとする。
- ・ 運行ダイヤの変更及び追加の管理については，バス停毎に，代表事業者を選定し，代表事業者がとりまとめ，情報共有を行うものとする。
- バス事業者が協同してバス停の日常管理を行う仕組みを作る。

3.4 参考

【部会開催日】

第1回：平成25年12月10日（火）

第2回：平成26年1月24日（金）

【委員構成】

路線バス事業者，国土交通省，京都府警察，京都市

4 送迎部会における検討状況

4.1 検討課題

- 送迎用停車スペースからの自家用車や送迎バス（マイクロバス）の溢れ出し防止

4.2 問題点

- 時間制限駐車区間（パーキングチケット駐車場）を利用しての送迎や駐車からの転換
- ホテル等の送迎バスの運行時間が調整されておらず、同時刻のダイヤが設定されている。

4.3 検討内容

【自家用車について】

- 広場利用者に対し駐車スペースがないことの周知と路外の駐車場への誘導を行う。方法としては、広報媒体による周知と、現場における案内看板の設置と誘導員の配置を検討する。
- 障害のある方などの駐車利用の実態を考慮した対策の検討を行う。

【送迎バスについて】

- 送迎バス運行事業者間のダイヤ調整の実施
- 送迎バス停車スペースの利用ルールの徹底
〈利用ルール〉
 - ・乗降が終わり次第速やかに退出する。出発時間までの時間調整も含め待機は禁止。
 - ・停車スペースが満車の場合は、一旦退出し再進入を行う。

4.4 参考

【部会開催日】

- 第1回：平成25年12月20日（金）
- 第2回：平成26年1月20日（月）

【委員構成】

ホテル事業者，送迎バス運行事業者，京都府警察，京都市

5 荷捌き部会における検討状況

5.1 検討課題

- 荷捌きスペースからの車両の溢れ出し防止

5.2 問題点

- 時間制限駐車区間（パーキングチケット駐車場）を利用して、長時間駐車し荷捌きが可能な状況からの転換

5.3 検討内容

- 路外における荷捌きスペースの確保を原則とする。
- 店舗個別の「必要な荷捌き量」と確保可能な「路外の荷捌きスペース台数」から運用方法を検討し、路外の荷捌きになじまないものや運用上やむを得ないものを路側の荷捌きスペースで処理する。

〈運用方法例〉

- ・路外の共用の荷捌きスペースに対する店舗ごとの荷捌き時間の割り振り
- ・長時間の荷捌きが必要な店舗は単独の荷捌きスペースを路外に確保
- ・量の少ない店舗は宅配業者により他店舗と配送を集約
- 路側の荷捌きスペースについては、荷捌き車両以外の車両が止まらない運用方法を検討する。

〈運用方法例〉

- ・ガードマンの配置
- ・荷捌き占用スペースであることの明示（路面表示、看板）

5.4 参考

【部会開催日】

第1回：平成25年12月16日（月）

第2回：平成26年1月20日（月）

【委員構成】

駅施設管理者、運送事業者、国土交通省、京都府警察、京都市